

会員規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第60条第2項の規定に基づき、公益財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパン（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員資格及び名称)

第2条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人又は団体及び法人は、会員となることができる。

2 前項の会員の名称は「マンスリーサポート会員」とする。

(入会手続)

第3条 会員になろうとする者は、事前に、所定の届出を行わなければならない。

(会費)

第4条 会員は、入会した月の分から毎月会費を納入する。ただし金額については特段の制限は設けない。

(会費の用途)

第5条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(届出事項の変更)

第6条 会員は、入会申込時に届出た内容に変更があった場合、速やかに所定の届出を行わなければならない。

(退会)

第7条 会員を退会しようとする者は、事前に、所定の届出を行わなければならない。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

3 最後に会費の納入があった時から一年間、会費の納入がない者は、自動的に退会したものとみなす。

(寄付金控除)

第8条 当該規則に定める会費は、寄付金と同様、所得税、法人税等の税制上の優遇措置を受けることができる。

(個人情報保護)

第9条 会員に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附則

この規則は、平成21年1月5日から施行する。

平成28年9月29日 一部変更(第5条)

平成29年9月16日 一部変更(第1条)

令和3年9月1日 一部変更(第2条、第6条、第7条、第8条、第9条、
第10条、第11条)